

銀行代理業者の監督について（監督指針の一部改正の概要）

I. 意義

- 銀行代理業者
銀行のために、①～③の行為の代理又は媒介を行う者
① 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結
② 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結
③ 為替取引を内容とする契約の締結
- 所属銀行
銀行代理業者の代理又は媒介によって、①～③の行為を行う銀行
- 銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任
銀行代理業者のみならず、所属銀行にも責任がある。

II. 基本的な考え方

- 銀行代理業者の業務運営態勢の整備の必要性
特に、他業を兼業する場合、①抱き合わせ販売（融資）や情実融資の弊害の防止、②顧客情報を顧客の同意なく流用することの防止など、に留意する必要がある。
- 所属銀行を通じた監督
所属銀行が銀行代理業者の健全かつ適切な業務運営確保の措置を講じる責任を負うことにかんがみ、所属銀行を通じた監督を基本とする。

III. 銀行代理業者の監督に係る事務処理

- 一般的な事務処理…所属銀行を通じた監督を基本とする。
〔例〕所属銀行に対するオフサイト・モニタリングにおいて、銀行代理業者に関する事項も確認。
銀行代理業者の業務運営に問題がある場合には、必要に応じ所属銀行に対しても報告を求める等の対応を行う。
- 許可申請に係る事務処理
(1) 許可申請に当たっての留意点
許可の要否については、契約の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断。
〔許可が必要な場合の例〕契約の勧誘（勧誘を目的とした商品説明を含む。）、契約条件交渉、契約の承諾など。
(2) 許可の審査に当たっての留意点
① 財産的基礎に関する審査
② 業務遂行能力に関する審査（銀行代理業を的確・公正・効率的に遂行するために必要な能力があるか。）
③ 社会的信用に関する審査（十分な社会的信用を有する者であるか。）
④ 他業の兼業に関する審査（兼業業務により銀行代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないか。）
〔例〕兼業業務の内容が銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがないか。
所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないか。
- 届出の受理に係る留意事項
- 兼業承認申請に係る留意事項…許可申請に準じて取り扱う。

IV. 銀行代理業者

- 銀行代理業者の禁止行為、不適切な取引等…優越的地位の不当な利用の禁止等
- 本人確認義務の遵守態勢
- 利用者保護のための情報提供・相談機能等…顧客情報管理等
- 利用者保護ルール等
- 二以上の所属銀行等から銀行代理業を受託する場合の措置
- 銀行代理業再委託による銀行代理業再受託者の健全かつ適正な運営の確保
- その他（名義貸しの禁止、銀行代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項、所属銀行の説明書類等の縦覧）

V. 所属銀行

- 銀行代理業者の選定等に係る留意点
- 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置
- 銀行代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項
- 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点

銀行代理業者に係る監督事務の流れ

